

注意喚起のための暫定的な指針の運用についての意見・要望 (都道府県対象アンケート結果)

- ◇ 実施時期：平成25年7月
- ◇ 47都道府県を対象に自由記載で質問したところ、23自治体から回答があった。

1	注意喚起は、国の指針により基本的に早朝5時から7時の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した際に発動することになっているが、県内の自治体では早朝に低い値でも午後値が上昇し、日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるケースがあったため、独自の判断基準を設定している。他県での同様のケースについてお知らせ願いたい。
2	マスコミ報道により、注意喚起のための暫定基準値を超えた場合は、すぐに健康被害が発生すると誤解している県民が多いので、正しい情報を発信することが重要と考える。
3	現在の指針における基準が、午前の早い時間帯の平均測定値であるため、日中に急上昇した場合の対応の基準とすることができない。 移流以外の要因（工場のばい煙等）によってPM2.5汚染が発生したとしても、根拠法が整備されていないため、業者等へ排出規制を行うことができない。
4	環境省で年度当初に整理している各自治体の大気汚染対策所管部局情報を活用し、注意喚起を発令した場合に、他の自治体にも情報提供するためのメーリングリスト等による情報共有ができるようにしていただけるとありがたい。もしくは、環境省HPに注意喚起実績と各県の発令基準を整理したものを新設することでも良い。
5	早朝に注意喚起が行われなかったが、日中に高濃度となった場合にも注意喚起を行った方が良いという意見がある。
6	朝方の予報については、先日のアンケート調査の結果をもとに、精度向上を速やかに図っていただきたい。 その際、地域別に整理することも視野に入れていただきたい。 また、日中に高濃度になった時の注意喚起の方法について、明確な運用方針を定めていただきたい。 なお、住民からは、翌日以降の状況についての問い合わせを受けることもあった。
7	PM2.5の健康影響に係る知見が乏しく、住民に対して十分な説明を行うことが難しいため、健康影響に係る知見の蓄積についても重点的に実施してほしい。
8	注意喚起のための暫定的な指針の運用上の留意事項において、注意喚起に当たっては、一般局のデータのみで判断すべきとのことだが、自排局周辺についても、住宅や学校等があることから自排局データを無視することは適当でないと考え。このため、測定局周辺の状況等に応じて自排局データも勘案すべきではないか。
9	・現状、注意喚起のための暫定的な指針に係る実際の運用が各自治体間でまちまちであるため、非常に分かりにくく、住民等の理解に温度差がある。このため、国におかれては、自治体の裁量の余地がほとんどない全国統一的な運用方法を定めるべきであると考え。 ・住民からはPM2.5濃度に係る予報（天気予報のようなイメージ）の実施について、多く要望が寄せられている。
10	予測手法の確立。国レベルでの予報技術の構築。
11	PM2.5の健康上の情報を厚生労働省とも調整の上、示されたい。
12	よりの確な注意喚起のために、この3月以降の実績を踏まえて暫定指針を見直し、黄砂観測時の対応なども加え、全国で統一した方法を国が定めるべきと考える。
13	・注意喚起のための暫定的な指針となる値が1日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超と定められているが、呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児や高齢者などの高感受性者についての健康影響について、国民の健康への不安解消のために具体的で分かりやすい情報発信が必要と考える。 ・各自治体ごとに常時監視や注意喚起の体制は整備されてきているが、早期の予測のための手法や統一的な対応基準、住民から要望のある前日予報等の実施が必要と考える。このため、国において注意喚起を実施していただきたい。

14	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からは、もしもの時は素早く、的確に注意を喚起してほしい旨要望があった。 ・前日の天気予報などで、「明日は高くなるので注意」等示してほしいとの要望があった。
15	<p>自動測定装置による1時間値が参考値として扱われているのに、それを用いて注意喚起を行うということに矛盾を感じる。</p> <p>1時間値を基準値として、大気汚染防止法第23条の緊急時の措置の規定を設けるべきではないか。</p>
16	<p>県境の住民からは隣県の情報ももらいたいとの要望があった。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> ・国によるPM2.5の拡散モデルを作成・公表するよう要望 ・「そらまめ君」で各自治体の注意喚起情報を確認できるよう要望 ・早朝の1時間値だけでなく、昼間に高い時にどのように対応するか、統一した指針等を作成するよう要望
18	<p>要望事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域的シミュレーションモデルを早急に構築し、より正確な予測を提供すること ○PM2.5汚染濃度レベルに応じた行動指針を早急に策定すること
19	<p>(問合せが多かった事項) ・暫定指針の根拠 ・注意喚起目安値の根拠 ・外出、洗濯物の可否判断</p> <p>・運動会開催の判断</p>
20	<p>当県では、早朝5時・6時・7時の3時間の平均値によって注意喚起を発表するかどうかの判断をしているが、日中に高濃度が確認された場合も注意喚起をすべきであるとの意見もある。これまでに、1日のみ70$\mu\text{g}/\text{m}^3$(日平均値)を超えた日があり、今後の課題としているが結論は出ていない。</p>
21	<p>洗濯物を干していいのか、窓を開けていいのか、買い物に行ってもいいのか、子供を外で遊ばせていいのかなど、日常生活を制限する旨の文言(不要不急の外出を控える)から多くの県民から日常生活の過ごし方について問い合わせがあった。また、注意喚起を出した後に濃度が減少した場合における注意喚起の解除や、テレビ・ネット環境が不十分な家庭にどのように情報提供を行うのかという意見が寄せられた。</p> <p>一時的に濃度が上昇した場合の対応などが、1時間値と日平均値の説明で県民の理解を得られない場合もあった。</p> <p>なお、特定の地点で周辺局よりも高くなる場合があり、その原因について現在多角的に検証中であるが、他県にも同様な事例が起こらないとは限らないため、情報の共有が必要かと思われる。</p> <p>本県では、元気交付金を利用し、移動測定車にPM2.5自動測定機を設置予定。固定局の補助として活用するほか、今後、併行試験等を計画している。</p>
22	<p>暫定指針では、早朝の注意喚起のみであるため、日平均値70$\mu\text{g}/\text{m}^3$を把握しきれない。運用開始後に蓄積したデータを評価し、暫定指針の見直しを行っていただきたい。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時、6時、7時の1時間値の平均値がいずれの測定局において85$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えなかったが、結果として1日平均値が70$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えるなど暫定指針の実態とそぐわない状況が発生するため、より精度の高い予測方法を早急に検討して頂きたい。 ・注意喚起を判断する基準が近隣県と異なるため、国による統一的な基準を示して頂きたい。